

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第41回）
議事要旨**

1. 日時

令和8年1月23日（金）10時00分～11時50分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

山崎大臣官房長、大村大臣官房総括審議官、豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官、井田情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、飯村同局放送施設整備促進課長、坂入同局放送業務課長、吉田同局情報通信作品振興課長、増原同局放送政策課国際放送推進室長、横澤田同局放送政策課外資規制審査官、佐々木同局放送技術課企画官、本橋同局放送施設整備促進課企画官、岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

（4）ヒアリング

株式会社エフエム東京 川島取締役技術局長

4. 議事要旨

（1）放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会からの報告

宍戸構成員及び事務局より、資料41-1に基づき、説明が行われた。

（2）放送事業者に対するアンケートの結果報告

事務局より、資料41-2に基づき、説明が行われた。

（3）ヒアリング（FMラジオ放送事業者における課題）

株式会社エフエム東京より、資料41-3に基づき、説明が行われた。

(4) 意見交換

各構成員等から以下の通り発言があった。

(議題(1)について)

【落合構成員】

私は放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会(以下、ガバナンス検討会という。)の構成員でしたので、今回こういった形でバランスの取組が詰められたということで、総務省や日本民間放送連盟(以下、民放連という。)、放送局の皆様が大変苦勞されて取りまとめられたものだと思っております。改めて、最終的に地域情報を発信し続けられる経営体制に資するようなガバナンスを整備していただければと思います。一度決めて終わりではなく、何度も見直しをし、考えたものを公表して、社会とのコミュニケーションを行っていただきながら、適切な業務に取り組んでいただくようなスケールになるといいと思っています。

【瀧構成員】

このガバナンス検討会の報告書の本文を精読していない中でのコメントとなりますので、もし何か構成員の皆様も含めてコメントがありましたらお答えいただければと思いますが、全体的にガバナンスの意思を捉えるときに、私はよく金融機関におけるガバナンスとアナロジーで語ることが多いのですが、本件で言うと、例えば広告を出す出稿者から広告が停止されるといったような、普通の商取引上のガバナンスが効いた部分もあったと思いますし、片や、上場企業である場合の株主からの規律といいですか、変化に向けた要請もあったと思っております。それらとはまた別個、業界としてのガバナンスをもたらすものが非常に重要になってくるのは、やるべきことが定まっていたとしても、そのエンフォースメント手段がどれだけ実態的であるかというのが業界によって非常に重みが違うものだと思っております。金融ですとそれが割とシンプルで、監督官庁が明確にいて、許認可や指導などを通じて比較的エンフォースしやすい要素があると思っております。ですので、本件は、一般人として見た場合に、外から見たときには出稿者が出稿を取りやめるといった形は、非常に強く働いたガバナンスがあろうかとは正直思っていますが、ここに書いてあるもののエンフォースメントの中で特にこれからもモニタリングが必要というか、実効性をどうやって担保していくのかというのが、関心事としてはあると思っております、どなたかコメントいただければと思っております。

【宍戸構成員】

瀧構成員がおっしゃいましたように、金融の分野と放送、とりわけ民間放送の分野等では事情が違う

ということは多々ございます。業法による規律もありますし、事業者の大小、上場企業であるかそうでないか等々があります。また、業界団体である民放連のこれまでの組織体制、あるいは目的も金融の分野と違うというところがございます。その意味では、今回は業界団体としての民放連に各事業者のガバナンスに向けた取組をしっかりと支援していただくと、支えていただくとということが一つの提言の柱であったと思っております。これを受けて私がこの場で申し上げるのが適切なのかどうか分かりませんが、こういう議論をしていかれる中で、民放連において、定款変更をされて、ガバナンスへの取組をされることにしたことと、それから、昨日公表された指針でありますとか、外部有識者の入った審議会をつくって、各事業者の取組について、何か問題があったときに助言をするといった体制を整備されたこととなります。基本的には、まずは民放連においてガバナンス確保に関する指針を整備していき、そしてそれをいわば事業者の間に順次下ろしていく、実践していただくとということが基本的な取組になります。

エンフォースメントについて申しますと、最終的に行政の一定の関与というのがあり得るのではないかと、ただ、それは放送の自主自律との関係で慎重なものでなければいけないということは提言でかなり議論をし、また最終的に取りまとめの文案でもかなり注意をして議論したところでございますので、それは取りまとめを御覧いただければと思います。その上で、そこに至る前の段階の話としては、まずもって各事業者の中での外部の方の目線を含めたガバナンスがしっかりするという、それから、瀧構成員のおっしゃったような、ステークホルダー、とりわけ広告あるいは視聴者の方のいろいろな意見参画で、重層的にいわばガバナンスの体制が構築されていくということが、放送の自主自律との関係でふさわしいだろうという提言となっております。

【瀧構成員】

どうもありがとうございます。ガバナンスという、非常に複層的というか、いろいろなところからの掛け算のような形で実効が図られると思っておりますので、一点突破とか一個の要素で何か勝利がもたらされるものではないと思っている次第でございました。

私自身も金融庁から監督されている業の自主規制機関の代表も何年もやっている立場として思いますのは、自主規制なり、その業界内の規律をつくっていくこと自体には、それなりに投資であったりとか、各社の資源を抛出する必要も出てくると思っておりますので、形のみでなくて、本当に実効的に自主規制をやるというのは大変でして、これをうまく図られるように自主規制自体のパフォーマンスモニタリングも要るのだと思っています。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

ガバナンス検討会の最終会合であった上田構成員からの発言が心に残っています。この検討会で重要視されたことが3つあり、1点目が放送法に規定する自主自律の原則の尊重、2点目が公益事業を行う事業者に期待される責任とは何か、3点目が個別の事業者の実情や規模等を踏まえた取組です。3点目の実情や規模は、先ほどのエフエム東京からの説明にもありましたが、民放連には事業規模が大きいところから小さいところまで、様々な事業者があります。

また、瀧構成員から御指摘があった自主規制について、民放連は自主規制機関ではありませんが、今回、定款を変更して、会員社のガバナンスの確保や向上を支援する活動・事業を民放連の事業の中に位置づけました。放送法に定める自主自律の原則を踏まえながら、民放連としても新たなチャレンジとしてガバナンスの向上活動をやっていこう、会員社と共に業界の底上げをしていこうと考えています。定款の変更と併せて指針を作りましたが、これは行為を強制する行為基準ではなく、原則を掲げて、その中で会員各社に自社の体制を整えてもらい、それを自社の取締役会でモニタリングして世の中に公表・開示してもらうという、情報開示の基準としてです。これが放送法に定める自主自律の原則に一番適合しているだろうとの判断です。

このような民放連の考えについて、ガバナンス検討会ではおおむね御理解をいただいたと思います。昨日、必要な規程などを公表いたしました。先ほど申し上げたとおり、新たなチャレンジですので、最初から百点満点とはいかず、試行錯誤が続くかもしれませんが、しっかりとしたガバナンスが取れるように、会員社と共にこれから進んでいこうと思っていますので、引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

【三友座長】

今回の検討の中では、民放連の役割は非常に大きかったと伺っております。この場を借りまして、改めてお礼を申し上げますとともに、今後引き続き、ぜひこの問題について御検討いただきますとともに、実効性を保つようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【大谷構成員】

資料の中で民放連からの処分などについても言及されているところですが、除名処分などというのは非常に厳しい不利益処分ということになりますので、それが実際にどのような基準に基づいて判断されるのかといったことについても、連盟としての透明性を問われ、基準の明確化といったことも必要になってくるかと思っておりますので、基準等の整備のスケジュール感などをお聞きできればと思っております。なお、今御説明いただいた民放連の指針に目を通させていただきましたが、社会全体をステークホルダーとするという放送事業ならではの識見が示されているもので、非常に共感を持って拝見したことを一

言申し添えたいと思います。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

ガバナンス検証審議会を新たに設けました。外部の委員3人と民放側の委員で構成するもので、設置運営要綱を昨日発表しています。その中で、検証審議会は定款に定める除名や、会員活動の制限の処分が必要かどうかを審議しますが、その際、以下の事由を総合的に考慮して行うとして3つ挙げています。1つ目が、当該事案が民間放送全体に対する社会的な信頼を大きく失墜させているか。2つ目が、当該社の社会的信頼が失墜することにより、広告主、広告会社等のステークホルダーとの取引に重大な影響が出ているか。3つ目に、当該事案について、当該社がどのような事案の調査や再発防止策の策定などの対応を行っているか。こうしたことを検証審議会で検討した上で、会員社の処分等が必要と認めるときには、民放連の会長、副会長で構成するに緊急対策委員会に審議結果を報告し、同委員会が審議結果を尊重して会員社の処分等を理事会に提案するという手続にしています。

確かにご指摘のとおり除名は非常に重い処分ですので、除名処分相当という検証審議会の取りまとめは、原則としてまずは当該社に対する嚴重注意、会員活動の制限などを行った後、当該社の対応が不十分な場合に行うと定めています。そうした意味では、嚴重注意、会員活動の制限、除名というグラデーションがあります。そういったものを踏みながら、特にこの当該社の対応は、昨今、不祥事案が出て、調査委員会や第三者委員会が設けられた場合には、その報告とともに、当該社がどのような改善や再発防止策を取るかを併せて公表することが当たり前になっています。そうしたことがしっかり行われているかが、検証審議会での検討の判断材料になることも入れています。おうs

【大谷構成員】

ありがとうございます。事例がそれほど積み重なっていない中で、具体的な適用ルールの経験値を積み重ねていくということも難しいと思いますが、熟練した委員のメンバーの検討を経て、また、ほかの業界で起きていることについても十分に情報収集をされながら進めていかれると承知しております。起きてはならないことではありますが、万一のときには、十分に機能するようにと願っております。

（議題（2）について）

【奥構成員】

今回のアンケートについて、特にローカル局から地域情報発信やネット配信など昨今話題になっていることに関して様々な意見をいただいたと感じました。

まず1点目です。回答があったのは127社中126社ということで、1社欠けています。これは恐らく何

らかの思いなどがあるのではないかと、非常に気になります。何らかの方法で、思いをヒアリングするなどご検討いただきたく思います。

それから、このアンケートの1ページに書いていますネット配信についての2ポツです。「今後のネット配信、特に」というところで、「全放送番組の同時配信に係る展望や課題」と記載されています。このワーディングでローカル局にアンケートを行うと、自社制作比率、それから自分たちがマネジメントしている番組の時間尺、それに関連する隣接権の課題が確実に出ますので、キー局にアンケートを行うのと大分事情が異なってくると感じました。アンケートからは、様々な放送局から前向きな意見、それから比較的ニュートラル、それからかなりネガティブに既存ビジネスを浸食し毀損するのではないかとという御意見がありました。これを受けて、私のマクロな理解感をコメントさせていただきます。

まず、2ページのキー局、準キー局、ローカル局のグラフに関してです。黄色い部分が、地元企業から得られた収入、つまり地元の広告主、スポンサーからの収入を示しています。ここで注目すべきは、水色の部分で示された放送の比率です。ローカル局では92%前後のスコアが記載されています。実はここが3ページに記載されている自社制作比率に絡んでいます。そもそもどの放送番組によってタイムセールスとスポットセールスが稼がれているかということ、このローカル系列局の場合約1割が自社で作っているものであって、それ以外は東阪名の番組を流している、あるいは、外部から購入してきているものということになります。収入源が地元広告主かどうかということも大事ですが、収入のよりどころになる放送番組は誰が制作・著作しているのかということを変更して認識する必要があります。

その見方で改めて3ページを見ていただきますと、放送局のほとんどが属するローカル局の系列101社の自社制作比率は、10.99%ということになります。これが時間尺比率だと解釈すると、どういうことになるかということです。特に構成員の皆様には、ぜひ私のこのマクロ感を共有いただきたいのですが、例えば1週間の番組編成のタイムテーブルをイメージしてください。月曜から日曜まで7曜日あり、1日24時間、1週間で24時間×7曜日で合計168時間の番組編成が、24時間放送だと仮定して必要です。これが52週間（365日間）続いて1年ということになります。私がこの会議体で、よく24時間7曜日365日というのはこのことを指しています。この中で、それぞれの放送局のローカルの地域密着の番組、特に夕方ベルト、それから朝のベルト、場合によっては昼ベルト、それから土日、それからAタイム（ゴールデンタイム）の数本の枠を自社で作っているということです。約10%がローカル局自身が作っているものだということになります。

ローカル局がキー局や準キー局制作の番組を自社エリアで放送できるのは、仕組みが放送だからできています。これを、全放送全番組を配信でとりますと、いかに隣接権処理を簡素化しても、権利を持っていないものは出せないということになりますので、自社制作比率10%しかないローカル局を主語にしますと、出せる枠は夕方ベルトないしはゴールデンなどの周年事業などでかなり気合を入れたものを

数本ということになり、隣接権処理をして、TVerなどに出していくということになります。そうすると手間暇がかかる、様々なライセンス処理が必要、それからそのリソースが必要である、お金がかかる、もうかるのかというような議論が取り巻くということで、そこにフォーカスをするとネガティブなコメントがたくさん出るということだと思います。

例えばですが、埋没するという話があります。TVerに出しますとキー局や準キー局などのドラマやバラエティーが多数あり、自社の番組を1番組出しても目立たないということになります。これがまたプロミネンスという、この検討会での議論の一つの要素になります。

では、全部の番組を一斉にそれぞれのローカルのエリアで出したらどうだというのが、私が諸課題検のときから申し上げている、「何も足さない、何も引かない」という考え方です。それぞれのローカルエリアでそれぞれの放送番組を全て、ネット配信も、それから放送も全て漏らさず出すということが本当にできないのかということです。これの裏側にあるのは、隣接権の処理、それから「みなし放送」ということが可能かどうかということだと思います。現在は、ミニサテの立て直しなどについてローカル局の負担を下げるということで、ミニサテの周辺エリアだけをBB代替としてユニキャストでという議論がありますが、本来なら全エリアで全番組全配信を考えないと難しいのではないかという思いがあります。

以上の様な事情から、ローカル局は自社で編成タイムテーブルを全配信しようとするとう番組を埋め切れません。つまり権利がないので、自社で配信用の番組編成タイムテーブルを持ってないということです。これは、ストリーミング配信、ファストサービスはできないということにつながります。そのため、VODサービス、あるいはキャッチアップで番組単位でしか配信ができないという板挟みの中で、前向きな発言と後ろ向きの発言があると推察します。

もう一点は8ページです。インターネットへの番組配信の展開状況についてもう一点、視点が必要です。民放ですので広告ビジネスが事業ドメインのど真ん中ということになります。その広告のマネジメントを自社ないしは民放ないしはキー局がやっているのか、そうではなくて他社が行っているのかという視点です。今までは、放送事業者が時間尺の中の18%の広告時間枠を、どの広告主スポンサーとの取引でやるかということ、キー局経由ないしは自社でスポットとして営業していました。他社プラットフォームでの運用型取引では、自社提供番組（コンテンツ）の広告にどんなCMが配信されるかは把握不能です。広告の在庫管理といったものをどこが主体的にやるのかという視点もあっていいと感じました。

こうやって考えますと、配信は、テレビ離れ、あるいはスクリーン離れ、若者がテレビを見なくなっているということでは、前向きな方はやるべきだということをおっしゃっていますが、その背景に、ローカルにとっては非常に厳しい環境と板挟みになっているのではないかとこのことを申し上げたいと

思います。

最後にもう一点申し上げますと、アメリカにおいては、ローカル局というのは存在しますが、逆にハリウッドというコンテンツのビッグ企業が、放送か配信かは自分で選べるという状態の中で様々な議論が進んでいます。隣接権とあまり関係ないという理解であります。我々がよく事例として参照するイギリスについては、BBCがiPlayerやその他様々な取り組みを行っています。ただイギリスにはローカル局が、スコットランドのエリア一部を除いて存在しません。アメリカとイギリスのちょうど間に入る日本が、配信というビジネスにおいて、ちょうど隘路に入っているように見えることが非常に気になっております。私のこの理解でずれているところがありましたら逆に御意見もいただきたいと思っております。

【佐伯放送政策課長】

奥構成員のコメントについて、マクロの理解感という意味ではそのようなことかと思っております。実際のローカル局のコメントについても、そういった現状を踏まえた上で、積極的なところ、消極的なところが混じっていると受け止めております。

【三友座長】

確かに奥構成員がおっしゃるように非常に難しい状況だと日本の状況を見て思います。ただし、だからといって何もなくていいということでもないの、どのようにしていったらいいかということ、皆で知恵を出して、進めなければいけないと思っております。

それから、このアンケートで全てが分かるわけではございません。先ほど奥構成員が最初におっしゃったように、声なき声もございしますので、それらをどのように反映していくかということも重要だと思っております。

（議題（3）について）

【伊東座長代理】

中継局を廃止する際の代替的視聴手段として、radikoをFMもAMと同時に認めてほしいという御要望は十分に理解できます。ただ、前々回の会合で民放連にお伺いしたと重複いたしますが、ラジオ中継局のradikoによる代替については、既にradikoのサービスが全国的にかなり普及していることから、御社あるいはJFN（ジャパンエフエムネットワーク）では、そのカバー率についてどの程度になると想定されているのでしょうか。代替的視聴手段という限り、その利用は抑制的であるべきですし、また、基幹放送事業者には課されたあまねく努力義務との兼ね合いもあろうかと存じます。言うまでもなく放送ネットワークを介して視聴者に番組を届けるのが放送事業者の本務だと思っておりますので、こうした観点からra

dikoによるカバー率の上限は、どの辺りに設定すべきとお考えなのでしょうか。逆に言えば、放送ネットワークによるカバー率をどの程度以上に維持しようとお考えなのか、その点についても教えていただきたいと存じます。

それから、もう一点の「中継局の休止に関する電波法の解釈」についての御要望は、先ほどの御説明を伺って一定程度は理解することができました。この御要望は、「AM局の運用休止に係る特例措置」を念頭に置いておられるのかなとも考えられるのですが、この特例措置とは前提条件が少し異なっているように思われます。AM局が中継局を廃止する際には、その代替手段としてまずFM転換が想定され、その場合、引き続き放送ネットワークによって対象地域をカバーしますが、FM局が中継局を廃止する場合には、代替手段としてradikoが想定されるので、放送ネットワークではなく通信ネットワークを用いたサービス提供となります。このように考えますと、AM局とFM局では中継局廃止の意味合いが異なってまいりますので、同じようには扱えないのではないかと思われますが、この点については、いかがお考えでしょうか、お教えいただきたいと存じます。

【エフエム東京（川島取締役技術局長）】

先ほどカバー率をどう考えるか、といった話がございましたが、まず前提として、FM局の中継局をどんどんやめてしまってradikoにしてしまうという考えはございません。どちらかというとも積極的に中継局をやめるといよりは、経済的な合理性だとかそういうところでやむなく、小さい中継局については存続していくのがかなり困難なところをradikoでできればということが趣旨でございますので、今のところ、radikoのカバー率の目標を何%までするよというようなところまで、積極的にradikoで代替していこうという考えはございません。

あとは、カバー率ということ言うと、ラジオの受信機そのものが、悲しいことですが4割を切っているという状況で、それに比べてスマートフォンがもうテレビと同じように普及しているところを鑑みると、ある程度のカバー率を確保するためにradikoを使っていくしかないだろうと考えている次第でございます。

あとは、AMと中継局を休止する、廃止するというところの前提が違うというのはおっしゃるとおりだと思います。特例措置というのもAMはやってございますが、私が御説明したのは、特例措置、例えばFMがやむを得ない理由で中継局を廃止する、廃止したい、廃止しなければいけないとなったときに、本当にリスナーの方が確保されるのか、リスナーの方たちへのサービスが確保されているのかということに対して確証やエビデンスが必要である、エビデンスをもらうために、一回休止するといったことが必要なのであれば、そういった手段も選択としてはあり得るのではないかと御提案でございます。

【伊東座長代理】

中継局の休止につきましては、再度御説明いただきましたので、こういう場合に必要だと考えておられることが分かりました。ありがとうございます。

radikoのカバー率についてどの程度までお考えですかという質問は、前々回の会合で堀木様にお伺いしたのと同じ趣旨からでございます。あまねく努力義務がある限り、基本的には放送番組は放送ネットワークで視聴者にお届けするのが原則だと思いますので、それがどうしても難しい場合に、例外的にと言いますか、非常に限られたところで通信ネットワークを代替として利用することになる。少なくとも現行の法制度下では、そのように考えざるを得ないのではないかと私自身は思っております。その場合に、その上限はどの程度であるとお考えですかということをお伺いしました。民放連さんからも具体的な数字のお答えはなかったですし、今回もまだそういうところまでは詰めていないということなのかもしれないですが、そうしたことは常々意識しておかないといけないのではないかと思っております。

【エフエム東京（川島取締役技術局長）】

おっしゃることは理解いたしました。我々としては、とにかくradikoも含めたラジオをいかにあまねく範囲で聞いていただくために、radikoも使用させていただくんだというスタンスであるということでございます。

【林構成員】

先ほど伊東構成員からお話があった、radikoを代替的視聴手段として認めていただきたいという点ですが、私もこの検討会で、文脈は違いますが、AMのradiko代替を例外的に認めるべきだというのは主張したような記憶があるのですが、中継局廃止の代替的視聴手段としてradikoを制度的に位置づけた場合に、どうしても気になるのは、災害時や停電時、通信障害時の冗長性、放送のレジリエンスのようなものをどう担保するかという点でありまして、特に停電時や災害時のスマホ側の電池、基地局側の電源問題、あるいは通信障害でエリア内がそもそもつながらない輻輳の問題などいろいろあると思いますが、その辺りの懸念について御回答いただければと思います。

続けて、議題（２）についてお聞きしたいと思います。地域情報の活性化について、そして先ほど奥構成員からも言及のあった２ページの地元からの収入に関連してですが、ローカル局の存在意義の一つは地域情報や地域番組にあって、その認識は各放送事業者に共有されているというのはよく分かったのですが、地域事業の伸び代がどれくらいあるのかということについて関心がございまして。その辺りについて何か質問や回答があったかどうかということ、あるいは、アンケートを取りまとめられた事務局としての所感はあるかどうか、お聞きしたいと思います。

というのも、2ページの系列ローカル局についても、独立局についても、地元企業から得られた収入は横ばいと言いますか、伸び悩んでいるようにも見えますが、他方では、最近、新規事業のリスクを担おうとするようなローカル局経営者も出てきているようですし、ローカルイベント等の地域事業を展開するということで、間接的に地域情報の活性化に資するのではないかと思います。そういった事業の多角化展開と経営戦略との関係というのは、今後も重要な論点になるのではないかと思いますので、その辺り、もし事務局におかれて補足等があればお聞きしたいなと思ったところでございます。

【エフエム東京（川島取締役技術局長）】

もちろん、おっしゃるとおりradiko代替について、これはAMも同じだと思いますが、災害時どうするのかといったことは当然課題として我々は認識しまして、これをいかに改善していくか、災害時でもradikoが聴けるということも、もちろん放送が聴けるということもいかに改善するかということは課題として認識しております。これは震災が起こるたびに感じるのですが、例えば災害時に被災した中継局を復旧させるというのはとても大変なことです。今は通信網を復旧させるほうがかなり進んでいるのかなと。スターリンクなどもありますので、逆に言うと、radikoが災害時でも大丈夫かということは、通信網が大丈夫かということになってくると思っております。被災地の中継局を復旧させるのと、その地域の通信網を復旧させるのとどっちが早いか、といったところでいくと、radikoもこれから災害対応というのはどんどん改善されていき、むしろ放送波が復旧するよりも早いという場合もあり得るだろうと考えております。

【佐伯放送政策課長】

資料41-2の2ページの、地元企業や地域での伸び代について御質問いただいたかと思えます。事務局としては、アンケート結果などを拝見していて、例えば6ページ、7ページあたりに生声というような形で掲載させていただいておりますが、非常に前向きに考えていらっしゃる会社も結構多いという印象を受けております。その中で、自社だけで行っている分には、先ほど奥構成員からのご指摘がありましたこれまでのビジネスモデルのような話もある一方で、問題意識をお持ちの上で、ほかの放送事業者や自治体といった外部と連携してというような形で、コンテンツだけではなくてイベントなども含めて収益多様化を図っていらっしゃるというようなところはそれなりに見受けられるというところはございますので、そのような地域に根差した形での伸び代は結構あるのではないかと思います。これまでも実際にローカル局からのヒアリングでご報告いただいたような事例もございますし、あるいは前回検討会において野村証券からそのような事例なども紹介されていたかと思えますので、積極的なところとそうでないところで、ばらけていると感じているところでございます。

【落合構成員】

資料41—2についてもあわせてコメントさせていただきます。

今後のネット配信に係る展望についてお聞きしましたが、その中で、情報伝達手段の多重化であったり、収益の拡大、多様化ということで、そういったところに気づいてきていただいているということは、環境変化にしっかり認識を持ってきていただいているということで、まずそれ自体が非常によいことではないかと思っております。

その上で、同時配信やネット配信についても様々御意見をいただいている中で、他方で課題にぶつかっているというところも改めて示していただいているように思っております。権利処理の点や、また、そういったコンテンツの制作に関する部分などもあるように思いますが、できる限り今後も、例えばノウハウで共通化できるところは継続して、総務省を中心に、サポートできるところについてはサポートを引き続き行っていくべきだと思います。

また、どちらかという、ネット配信による補完・代替することによる御質問への回答に関して、メリットを提供するということにつながる部分もあるとは思いますが、ネット配信によってある種の義務・負担を軽減していくといった形であったり、著作権の処理については、なかなかネット配信のところまでいくと、どうしてもできる範囲というのはあろうかとは思いますが、少なくとも同時配信等などを中心に、できるところはしっかり継続して整理をして示していき、しっかり新しい取組につながることを今後、この検討会や関連する検討の中で、引き続き後押ししていくということが重要ではないかと改めて思いました。

次に、資料41-3について、御要望いただいた点についてのコメントです。まず一ついただきましたのが、FMとAMを同時にということであります。これは要望の1ということではいただいておりますが、最終的にはコンテンツといいますか、ラジオ特有のファン層もいたりするような、こういうコンテンツを継続的に提供できるということに意義があるということであって、電波の発信をするための場所を残しておくためのものそのものではないということからすると、その経営の選択肢として必要であれば検討しないといけないというところがあろうかと思えます。ただ他方で、一方でラジオの場合は、災害の場合がございまして、こういったときに情報を伝達する手段という側面もあろうかと思えます。こういった点については配慮しつつも、整理が可能な範囲においては、できる限り選択肢を認めていくということが重要ではないかと思いました。

2点目の電波法に関する御要望の点については、これは確かに法改正等をとということではないのだろうと思いましたが、可能であれば、電波法第76条第4項における、正当な理由がないのにというものの解釈ができれば明確になっていると、いろいろな対応がしやすいということではあったかと思えますの

で、総務省におかれても、可能な範囲でここについて工夫ができるかどうかというのを御検討いただけるといいのかなと思いました。

あと、マスメディア集中排除原則の緩和といったような点でございますが、ここも、どうしても出資をしてもらえる先が限定されてきてしまうという中で、その中で、こういう厳しい経営環境の中でも、なお支えていただけるという方がおられるというのも、これもこれで評価はすべきところだと思います。一方で、いきなり大幅にマスメディア集中排除原則を完全になくしてしまうということであれば、それはどういった放送環境になってしまうのかというのが不明確になる中で、3分の1というところをおっしゃっていただいた点は、確かに3分の1というものについては、例えば会社法等で言えば、一定の重要な事項について拒否できるかどうかというところが3分の1でかかってくるというところであって、一般的に3分の1を持っていただけて支配的な地位になるということは必ずしも多くないといえますか、そのほかの議決権を有している者と同様の議決権行使がなければ、なかなか重要事項について決定できない状況ではあるかとは思いますが、そういった状況は評価した上で支配該当性というのについて検討する余地があるのかどうかということを、改めてこちらも総務省に御検討いただけるといいと思いました。

【大谷構成員】

落合構成員のマスメディア集中排除原則についての御意見と全く同じ趣旨でございますが、マス排の制度の趣旨からして、支配というのをどのように理解するかということで、会社法の特別決議における支配というものの考え方を導入する、それをメルクマールとして考えることができれば、一定の緩和というのは現実的な施策ではないかと感じております。

また、ラジオの単営局について、その経営を持続させることそのものが優先的な課題だと思いますし、ラジオというメディアの特性を考えますと、これまでも4局特例など一定の緩和はしてきておりますけれども、こういったニーズを酌み取りながら、必要な緩和を考えていくということは、引き続き取り組むべきことではないかと考えております。

【長田構成員】

ユーザー側からの意見です。エフエム東京の御説明も理解しましたが、先に構成員の皆様から御指摘があった災害時の視聴も含めて、ラジオを聴いている人たちは、この番組を聴きたいといって聴いているタイプの人たちもいますが、ずっと流していて生活とともにラジオが流れているという暮らしをしていらっしゃる方たちがいます。例えば農家の方々が畑などでお仕事している間、ラジオを流しっ放しにしている方は結構いらっしゃいます。そういう方たちにとって、電波での受信が難しい地域であるため、

radikoで視聴するということになると、なかなか難しくなってしまうような暮らしの方々も沢山いらっしゃると思います。それから、ラジオを普段は聞いていないけれども、災害時に備えて用意している方たちも沢山いらっしゃると思います。

そういう人たちに対して、今度いざ何かあったときに、ラジオではなくradikoで放送が来ます、通信できますというようなことをきちっと丁寧にお伝えしておかないといけません。いざというときに困ることになる、というのは非常に問題があると思いますので、民放各社も含めていろいろお考えがあると思いますが、ユーザーにどう伝えていくのか、その対策を考えていっていただきたいというのは強く思いました。

【エフエム東京（川島取締役技術局長）】

確かに長田構成員がおっしゃいますように、リスナーに対する告知や周知というのは非常に大事なことでと思いますので、そこは肝に銘じてやっていきたいと思っておりますが、災害対策の件で補足をさせていただきたいと思っております。

radikoは災害の際に大丈夫かというのはいつも言われますが、逆にFMの中継局のうち、特に小さい山間部の中継局は災害時に大丈夫かという話もあります。被災したときに、実際FM局というのは単営社なので従業員が非常に少なく、ラジオ技術者はせいぜい1名か2名です。こういう体制の中で、地方のFM局の小さい中継局が被災したとなった場合に、復旧させるのはほぼ困難な状態になっております。例えばキー局が支援したとしても、かなり時間がかかってきます。

そういったことを鑑みると、通信が復旧するほうが早かったりします。radikoとFMとを比べた場合に、果たしてradikoがFMに対して災害時に劣るのかとなると、決してそうではないと考えております。むしろリスナーにとって、電波が届かないといったときに、通信の代替があるという選択肢を持っていただくということは、ラジオにとって有用なことではないかと考えております。

【飯塚構成員】

2番目のテーマにおいて、今後のネット配信に係る展望の中で埋没してしまうというコメントがあったかと思っております。これについては、コネクテッドテレビ上におきまして、プロミネンス制度というものを導入することで対応できるのではないかと考えられます。その際にプロミネンスの資格を付与するに当たっては、公共の利益に資するか否かの審査プロセスを設けて、本日の最初の議題にもありましたが、ガバナンス確保に関する取組についても審査項目の一つとして組み込んでいくということも考えられるかもしれません。

また、イギリスのケースになりますが、規制当局Ofcomは、プロミネンス制度が広告収入の確保に貢献

できる可能性がある」と指摘しております。別の会議体での発言と重複して恐縮ですが、イギリスにおきましても広告収入で成り立っている放送事業者は財政的に厳しい状況にあり、リニアのテレビ広告の収入が減少しているけれども、その分、インターネット広告収入でまかない切れていないという状況があります。そのために、番組制作費に十分な投資が回らず、番組のジャンル、質や量ともに放送局に課されている公共サービス義務を果たすことができなくなっているということが課題として指摘されています。

また、NetflixなどのSVODが広告モデルを導入したり、YouTubeが多様な広告フォーマットを用いて伝統的な広告主をターゲットにしてきているなど、広告市場における競争圧力が高まってきておりまして、放送事業者はさらに厳しい市場環境に直面していると指摘されているところです。

こうした状況におきまして、プロミネンスという制度が放送事業者の持続可能な経営に貢献できるという可能性を規制当局は指摘しております。コネクテッドテレビにおいて放送事業者にプロミネンスを付与することにより、視聴者の放送番組へのアクセスが容易になると同時に、それが広告の視聴機会の維持や拡大につながって、広告収入の確保に貢献できるのではないかとされています。したがって、こうした公共の利益に資するコンテンツに対してプロミネンス付与という制度が間接的に広告収入の確保につながるのであれば、政策支援の一環として考慮の余地があるのかもしれない。

また、広告に関しましては、アンケート結果にもございましたが、パーソナライズ広告、ターゲティング広告は新たな広告収入源として持続可能な経営に貢献できるように推進していくべきではないかと考えられます。そのためには、個人情報や視聴データの扱いに関するプライバシーポリシーの策定や、視聴者からの事前同意の取り方などについて、127社全社が共通して利用できるような、特に小規模事業者にも配慮するならば、放送業界全体としての共通の仕様を技術的にも運用的にも取り決めておくということが有用ではないかと考えられます。

【林構成員】

先ほどの災害時のラジオの視聴について、通信のほうが復旧が早い場合もあるというのはそのとおりで、私もそのことはよく承知していますが、私が申し上げたかったのは、まさに災害時に先鋭的にあらわれようように、通信手段と放送という手段のメリット、デメリットというのを幅広く考える必要があるのではないかとということです。放送の補完というならまだ分かりませんが、代替というからには、先ほど長田構成員からも御発言があったように、幅広い層のユーザーへの影響も含めて、より総合的に考えなければならないのではないかとというのが一抹の不安としてあります。スマホでradiko代替ということになると、輻輳などの問題以外にも通信費用負担の問題、あるいはスマホ自体の操作の容易性の問題については慣れている方は問題ないと思いますが、そうでない層もたくさんおられますので、そういったと

ころをきめ細やかに考えていかないと、一足飛びにという感じにはなかなかいかないのではないかとこのを感じているところです。

【三友座長】

本日も活発な御議論ありがとうございました。また本日、ヒアリングに御対応いただきました株式会社エフエム東京の川島様、ありがとうございました。今後の検討の参考にさせていただきたいと思ます。

本日の議事は以上となりますが、時間の関係で御発言できなかった御意見などがございましたら、事務局に御連絡いただければと思ます。

また、そろそろ取りまとめの時期でもございます。事務局においては、これまで構成員の皆様からいただきました御意見、あるいは各団体からヒアリングをした内容を踏まえて、取りまとめに向けた作業の準備作業を進めていただければと思ます。

【佐伯放送政策課長】

ただいま御指示を受けましたので、取りまとめに向けた作業を進めてまいりたいと思ます。

また、本日の議題に関して追加の御意見がございましたら、来週30日の金曜日までに事務局まで御連絡いただけますと幸いです。

(5) 閉会

事務局より、第42回会合については、別途構成員に案内する旨の連絡があった。